

香芝市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により香芝市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定によりこの旨を公告する。

ただし、下記事項を記載した書類は香芝市農林課内に保管する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

香芝市長 三 橋 和 史

記

1. 縦覧場所

香芝市役所 市民環境部 農林課

2. 農用地利用集積計画の縦覧開始日

令和 7 年 3 月 2 1 日から

市役所執務時間

3. 農用地利用集積計画（対象農用地）

香芝市高 2 8 1 番 1